

北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議

去る3月6日午前7時34分ごろ、北朝鮮は、北朝鮮西岸より4発の弾道ミサイルを発射し、そのうち3発が日本海を約1,000キロメートル飛翔し、秋田県男鹿半島の西方約300～350キロメートルの日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下した。

4発の発射は、イージス艦による弾道ミサイル防衛能力を打ち破る目的もあるとみられ、極めて危険な軍事的挑発行為であり、我が国の安全保障に対する重大な脅威である。また、航空機や船舶の安全確保の観点からも、極めて問題のある行為であるとともに、国連安全保障理事会決議への明白な違反である。

北朝鮮は、これまでも我が国を初めとする関係諸国からの自制の求めにもかかわらず、度重なる弾道ミサイルの発射を行っており、今回の発射は、我が国を初めとする国際社会の平和と安全に深刻な脅威を与えるものである。

よって本市議会は、北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強い表現で非難の意を強く表明するとともに、日本政府においては、国連安全保障理事会での速やかな協議・決議に向けての対応の強化を初め、国際社会と緊密に連携した制裁措置の徹底など、毅然とした対応を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年3月16日

いわき市議会